

ヤングケアラー支援に関する 市町アンケート調査について

ヤングケアラー支援に関する市町アンケートについて①

- 県内各市町におけるヤングケアラー・若者ケアラー（以下「ヤングケアラー」という。）の支援状況等について、アンケート調査を実施。
- 期間：令和4年11月22日～12月10日 41全市町から回答（回収率100%）
- 3割程度の市町（11市町）が実態調査を実施しているほか、半数程度の市町（21市町）が相談窓口等を設置しているなど、ヤングケアラー支援の取組みが進んでいる。

1 実態調査

項目	市町数
実態調査を実施している	11
実態調査をしていない	30

○実態調査を実施している市町

尼崎市、伊丹市、相生市、赤穂市、西脇市、三木市、高砂市、三田市、南あわじ市、朝来市、加東市

2 調査対象（複数回答）

項目	市町数
児童、生徒に対する調査	3
学校職員に対する調査	7
福祉関係機関職員に対する調査	3
民生委員に対する調査	0
その他	1

3 相談窓口等の設置状況

項目	市町数
ヤングケアラー専門の相談窓口や担当部署を設置している	21
ヤングケアラー専門の相談窓口や担当部署を設置していない	20

○専門の相談機関や担当部署を設置している市町

神戸市、明石市、洲本市、伊丹市、相生市、加古川市、赤穂市、西脇市、川西市、三田市、南あわじ市、朝来市、宍粟市、多可町、播磨町、市川町、福崎町、神河町、佐用町、香美町、新温泉町

4 相談窓口等を設置していない理由

- 要保護児童対策地域協議会の事務局がネットワークを活用して学校と連携して対応しているため、別途窓口は設置していない
- 各関係部署と連携して対応することを検討しているため。
- 将来的に重層的体制整備事業において設置した総合相談窓口で対応予定
- 専門職等人員不足のため
- 重層的支援体制について庁内検討中。

ヤングケアラー支援に関する市町アンケートについて②

- 専門相談窓口を設置しているのは、1市（神戸市）であり、それ以外の市町は既存の相談窓口や部署等を活用して支援を実施している。
- 各市町における相談状況（9市町の相談件数の合計）では、学校や福祉機関からの相談が多く、本人からの相談は少ない。

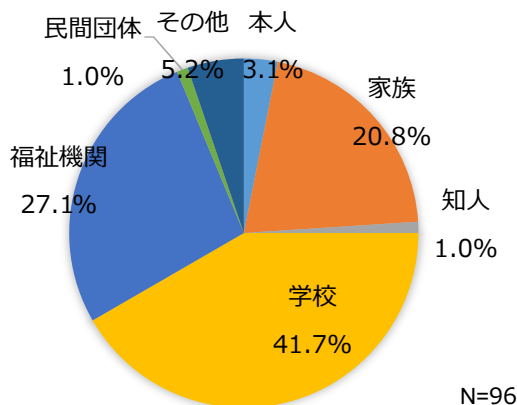
5 相談窓口等の状況

項目	市町数
専門相談窓口の設置	1
重層的体制整備事業において設置した総合相談窓口で対応	0
既存の相談窓口や部署等を活用	20

6 相談窓口等の財源

項目	市町数
国のヤングケアラー支援体制構築モデル事業を活用	1
その他国の補助金等を活用	3
市町単独事業として実施	9
その他	1

7 窓口設置市町（9市町）における相談状況（実数）

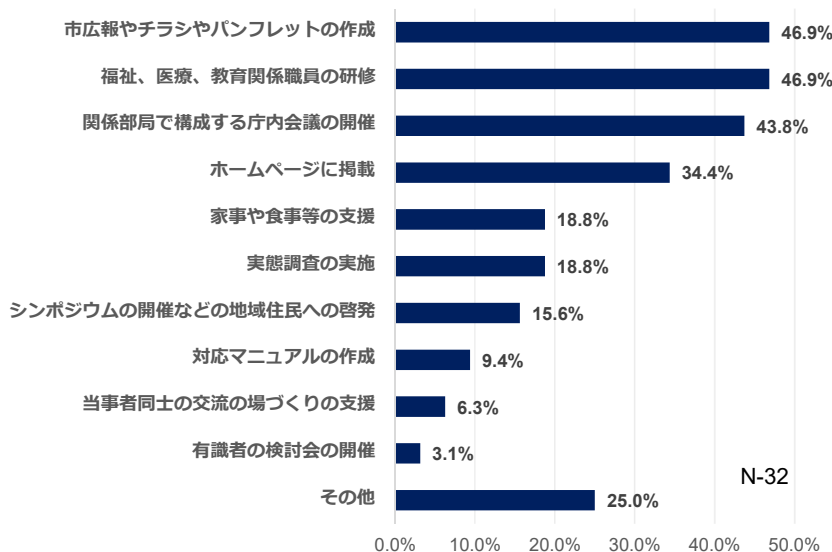


項目	人数
本人	3
家族	20
知人	1
学校等	40
福祉機関	26
民間団体	1
その他	5

ヤングケアラー支援に関する市町アンケートについて③

- 相談窓口以外のヤングケアラー支援事業（令和4年度）は、関係部局で構成する庁内会議の開催や市町広報やチラシやパンフレットの作成、関係職員の研修、HPの掲載などに取り組んでいる市町が多くなっている。

8 令和4年度相談窓口以外の支援事業（複数回答）



項目	市町数
市広報やチラシやパンフレットの作成	15
福祉、医療、教育関係職員の研修	15
関係部局で構成する庁内会議の開催	14
ホームページに掲載	11
家事や食事等の支援	6
実態調査の実施	6
シンポジウムの開催などの地域住民への啓発	5
対応マニュアルの作成	3
当事者同士の交流の場づくりの支援	2
有識者の検討会の開催	1
その他	8

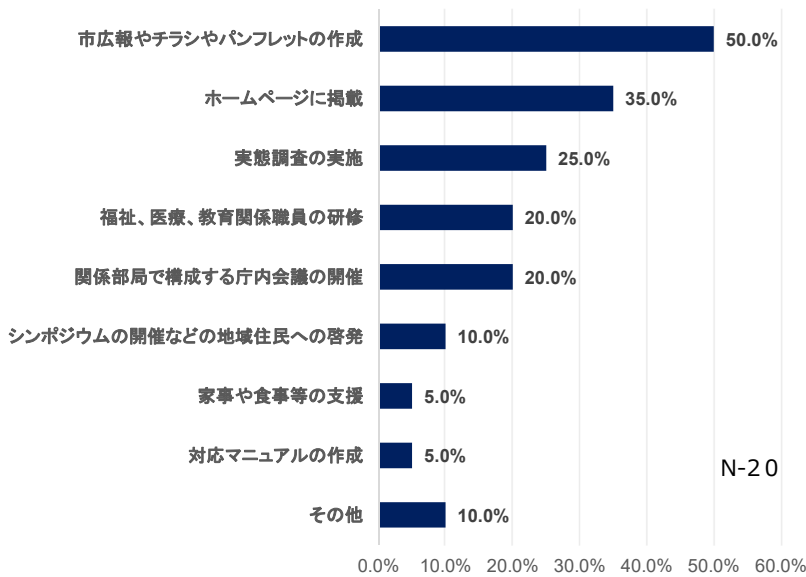
（その他の取組み）

- ・ 民間企業との協力
- ・ 職員向け研修
- ・ 学校等との情報共有、希望団体への出前講座の実施
- ・ 小・中学校家庭へ啓発チラシ配布 等
- ・ CATV放送で住民への周知

ヤングケアラー支援に関する市町アンケートについて④

- 相談窓口以外のヤングケアラー支援事業（令和5年度実施予定）としては、市町広報やチラシやパンフレットの作成、HPの掲載、実態調査の実施などに取り組む予定の市町が多くなっている。

9 令和5年度以降に実施予定の支援事業（複数回答）



項目	市町数
市広報やチラシやパンフレットの作成	10
ホームページに掲載	7
実態調査の実施	5
福祉、医療、教育関係職員の研修	4
関係部局で構成する庁内会議の開催	4
シンポジウムの開催などの地域住民への啓発	2
家事や食事等の支援	1
対応マニュアルの作成	1
その他	2

ヤングケアラー支援に関するアンケートについて⑤

10 国や県への要望

- 関係機関間の情報共有についての、法的な裏付けを明確に示してほしい。
- 教職員や相談員などのそれぞれの立場に基づいた、実践的で分かりやすい対応マニュアルを作成し、現場における対応方法等を示してほしい
- 市の規模によって支援の在り方も違ってくると思うが、先進市の取組等について情報提供いただきたい。
- 高年福祉部署と障害福祉部署と児童福祉部署で「ケアラー」という観点からは担当部署が定まらないが、かといって相談支援部署である生活困窮者自立支援窓口や高齢者の総合相談窓口が受け持つのか微妙な感がある。子ども家庭庁発足と併せ、縦割りで担当部署等が決まる方が割り振りしやすい。
- ヤングケアラーの把握が難しく、また、把握できても対象となる人数が少ないため、市町村が提供できる支援に限りがある。そのため、もう少し大きな括り（国・都道府県）での支援とヤングケアラーにならなくてもよいような社会の仕組みづくりをお願いしたい。
- 既存のサービス提供事業所やシルバー人材センターが、障害や介護保険の対象でない家庭へのヘルパー派遣などを継続的に行えるよう、制度化してほしい。